

被災職員の皆様へ

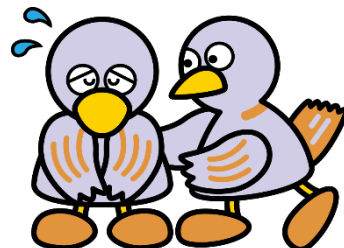
第三者加害事案（相手方がいる事案）について

1. 第三者加害事案とは

「第三者の行為によって災害が生じたこと」、かつ「民法の不法行為が成立すること」の2つの要件が成立する場合に、第三者加害事案として取り扱います。

例えば…

- ①通勤の際、自動車を運転中に事故にあった。（※）
- ②勤務中、校内で不審者に殴られ負傷した。
※単独事故（電柱に衝突など）は、第三者がいらないため該当しません

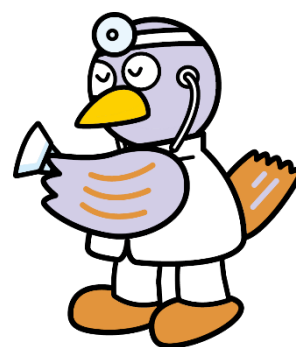
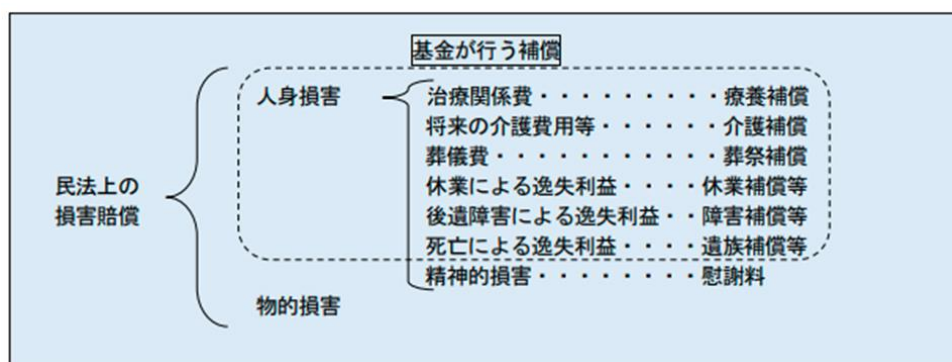


2. 公務災害の補償範囲

公務災害では、傷病が治ゆするまでの治療に要した費用（付随する移送費や補装具代等を含む）が補償されます。後遺障害が残った場合は、治ゆ後も障害の程度に応じて年金または一時金が支給されます。なお、物的損害や精神的損害（慰謝料）については、公務災害の補償対象外です。

人身損害		物的損害（例：自動車）			
財産的損害		非財産的損害	財産的損害		非財産的損害
療養補償 介護補償 等	休業補償 障害補償 等	精神的損害 （慰謝料）	修理代 評価損 代車費 等	休車損 等	精神的損害 （慰謝料）

人身に起こった損害のうち、枠内の部分が公務災害の補償対象です



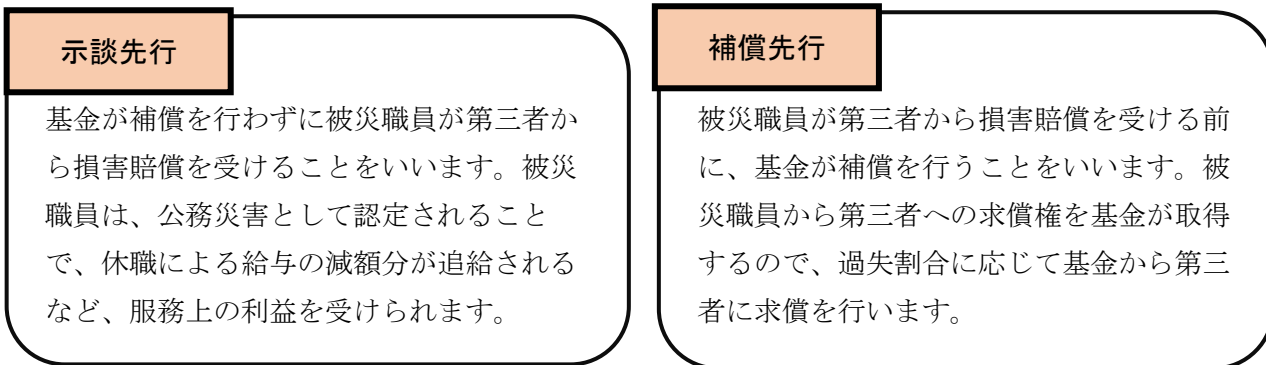
※「物的損害」と「精神的損害」は公務災害補償制度における補償の対象にはなりません。

そのため、補償先行の場合であっても、「物的損害」及び「精神的損害」について、被災職員は第三者に当該損害の請求をすることができます。

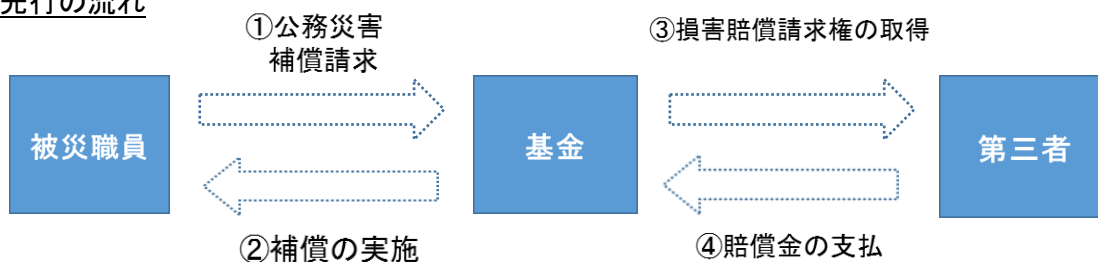
※請求の過程で、第三者と示談を締結する必要があるときは、締結前に必ず御連絡ください。

3. 補償先行と示談先行

第三者加害事案の場合は、被災職員の希望に基づき、補償先行と示談先行という2つの方法があり、被災職員に過失がある場合等を除き原則として示談先行となります。



※補償先行の流れ



4. 申請に必要な書類

第三者加害事案では、通常の公務・通勤災害の提出書類の他に、以下の書類の提出が必要です。

※「第三者加害報告書」は【交通事故 or その他】、【示談先行 or 補償先行】いずれの場合も要提出

※ 補償先行の場合「補償先行申請書」及び「念書（第三者と被災職員の双方）」の提出が必要

		第三者加害報告書 (交通事故)	第三者加害報告書 (交通事故以外)	交通事故証明書	補償先行申請書及び 念書	免責報告書及び示談書の 写し等
提出のタイミング		認定請求時				示談締結後
交通事故	示談先行	○		○		○
	補償先行	○		○	○	
その他	示談先行		○			○
	補償先行		○		○	

補償先行で提出が必要な念書とは：
第三者への求償権（賠償金の請求権）が、被災職員から基金に移ることに同意をいただくための書類です。

5. 注意点

基金からの補償（災害補償制度上の補償）と第三者からの補償（民事上の損害賠償）の二重補填はできません。また、基金から第三者への求償額については、示談内容に拘束されるため、示談を行う場合には締結前に基金にご連絡ください。

示談を行う場合には、「どこも痛くないので・・・」という形で、相手方への人身損害賠償請求権を容易に放棄する示談は行わないよう注意してください。

6. 相手方との示談交渉の進め方等でお困りの際

以下の相談窓口をご活用ください。いずれも無料で相談（回数制限有）が可能です。

交通事故

- ・（公財）日弁連交通事故相談センター

無料電話相談、面接相談（無料5回まで）、よくあるQ&A、相談事例も掲載

<https://n-tacc.or.jp/>

犯罪被害

- ・埼玉弁護士会犯罪被害者支援センター

無料電話相談（同内容2回まで）、面談相談（初回無料）

<http://www.saiben.or.jp/soudan/consultation/victims.html>

- ・日本司法支援センター（法テラス）

<https://www.houterasu.or.jp/higaishashien/nagare/index.html>

- ・彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/hanzaihigaisya/soudanmadoguchigaishoni.html>



連絡先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県教育局教育総務部 教職員課

TEL:048-830-6665 FAX:048-830-4953